［略］	［略］	［略］
第四十条の二第一項	法第二十六条の三第一項（法第二十七条の二十六第一項において準用する場合を含む。第四項において同じ。）	法第二十七条の十二において準用する法第二十六条の三第一項
第四十条の二第二項柱書	次に掲げる事項	第一号及び第二号に掲げる事項
第四十条の二第二項第一号	鉄塔、鉄柱、コンクリート柱、電線（配電設備を除く。）、ケーブル、遮断器、開閉器（配電設備を除く。）、断路器、電力用蓄電器、主要変圧器、配電用変圧器、リアクター及び変圧器	鉄塔、鉄柱、コンクリート柱、電線（配電設備を除く。）、ケーブル、遮断器、開閉器（配電設備を除く。）、断路器、電力用蓄電器、主要変圧器及びリアクター
第四十条の二第三項第一号柱書	次に掲げる事項	イ、ハ、ヘ及びトに掲げる事項
第四十条の二第三項第一号ハ	前項第一号に掲げる電気工作物の位置及び名称（配電の用に供する鉄塔、鉄柱、コンクリート柱、遮断器、電力用蓄電器、リアクター及び変圧器にあっては、位置、名称、設置の時期、耐用年数、設備仕様、単位及び管理等履歴）	前項第一号に掲げる電気工作物（変圧器を除く。）の位置及び名称

［略］	［略］	［略］
［新設］	［新設］	［新設］
［新設］	［新設］	［新設］
［新設］	［新設］	［新設］
［新設］	［新設］	［新設］
［新設］	［新設］	［新設］
［新設］	［新設］	［新設］

備考　表中の［　］は注記である。

2　［略］

第四十条の二第三項第二号	同号ハからホまでに掲げる事項	同号ハに掲げる事項
第四十条の二第四項	法第二十六条の三第一項	法第二十七条の十二において準用する法第二十六条の三第一項
第四十条の三第一項	第二項各号	第二項第一号及び第二号
	法第二十六条の三第一項	法第二十七条の十二において準用する法第二十六条の三第一項

［新設］	［新設］	［新設］
［新設］	［新設］	［新設］
［新設］	［新設］	［新設］
［新設］	［新設］	［新設］

2　［略］

第二条　電気事業法施行規則の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分は、これに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正後欄に二重傍線を付した規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
目次	目次
第一章　［略］	第一章　［略］
第二章　電気事業	第二章　電気事業
第一節～第六節　［略］	第一節～第六節　［略］
第七節　広域的運営	第七節　広域的運営
第一款・第二款　［略］	第一款・第二款　［略］